⑵　（控除）自己収入等				
授業料収益		－4,466,983		
入学料収益		－625,472		
検定料収益		－122,197		
附属病院収益		－26,987,250		
受託研究収益		－2,246,396		
共同研究収益		－323,790		
受託事業等収益		－415,071		
寄附金収益		－879,327		
資産見返運営費交付金等戻入		－244,247		
資産見返寄附金戻入		－254,180		
財務収益		－15,762		
雑益		－493,548		
臨時利益		－9,278	－37,083,508	
業務費用合計				18,791,113
Ⅱ　損益外減価償却相当額				1,925,528
Ⅲ　損益外減損損失相当額				14,521
Ⅳ　損益外利息費用相当額				1,145
Ⅴ　損益外除売却差額相当額				23,512
Ⅵ　引当外賞与増加見積額				14,441
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額				147,641
Ⅷ　機会費用				
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用		39,872		
政府出資の機会費用		41,995		81,867
Ⅸ　国立大学法人等業務実施コスト				20,999,771

注）1　国等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

土地については、地方公共団体の定める条例に規定された料金及び賃貸料金の近隣相場を参考に計算しております。

建物については、賃貸料金の近隣相場を参考に計算しております。

物品については、減価償却額を参考に計算しております。

2　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

新発10年国債の平成29年３月末利回りを参考に0.065％で計算しております。

注　記

（重要な会計方針）

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議平成28年２月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会平成28年４月21日最終改訂））を適用して、財務諸表を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、「基幹運営費交付金（機能強化経費）」及び「特殊要因運営費交付金」については、文部科学省の指定に従い、事項毎に期間進行基準、業務達成基準又は費用進行基準を採用しております。また、一部の研究プロジェクト等については、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	３～47年
構築物	３～60年
工具器具備品	２～20年
船舶	４～12年

なお、受託研究等収入により購入した償却資産については、主として当該受託研究等期間を耐用年数としております。また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除却費用等（国立大学法人会計基準第90）の減価償却相当額については損益外減価償却累計額として、減損損失相当額については損益外減損損失累計額として、資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．徴収不能引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

附属病院収入により雇用する一部の教員については、退職手当の支給に備えるため、当該事業年度末における自己都合要支給額に基づき計上しております。

附属病院収入により雇用する一部の職員については、退職手当の支給に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

また、上記以外の教職員の退職手当については、当該退職手当の支払年度における運営費交付金により支弁されるため、引当金は計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。